

宮城・多賀城跡

- | | | |
|---|---------------|----------------------------------|
| 1 | 所在地 | 宮城県多賀城市市川 |
| 2 | 調査期間 | 一九七九年（昭54）四月～一〇月、一九八〇年（昭55）九月～一月 |
| 3 | 発掘機関 | 宮城県多賀城跡調査研究所 |
| 4 | 調査担当者 | 白鳥良一他 |
| 5 | 遺跡の種類 | 官衙跡 |
| 6 | 遺跡の年代 | 奈良～平安時代 |
| 7 | 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

多賀城は古代における陸奥国の国府の置かれた所で、奈良時代には、鎮守府も併置されていた。多賀城の遺跡は仙台平野の東北端に位置し、海拔二〇～五〇の丘陵の先端部の一画を占めている。周囲は、約九〇〇m四方の不整形方に築地がめぐっている。

七七年度の第三四次発掘調査地区は、外郭南辺の東半部にあたり、外郭南門地区と、東南隅がる雀山地区との二つの丘陵部に挟まれた沢地に位置している。多賀城跡南辺築地はこの沢地を横断するような状態で東西に延びているが、木簡はこの築地の基礎地業とみられる盛土の南北の両端部の堆積層から検出された。すなわち、この地区は低湿地であるために、築地構築の基礎地業として両端をしが

らみで土留をした幅一五・六mに厚さ約一・五mの盛土を行ない、その上部に五期にわたって築地が設けられている。遺物の堆積層では、このしがらみの両側の、盛土基礎構築以降のスクモの堆積層である。木簡の出土したのはこの築地基礎盛土の北端部第九層（黒褐色粘土質シルト層で厚さ約20cm）から一点、同じく南端部第八層（暗褐色シルト層で厚さ50cm）から一点である。いずれも盛土基礎の崩壊土層であり北第九層からはII期の軒平瓦・III期の刻印瓦（「物」「伊」）、横樋などの木製品・板片・削屑や土師器杯・須恵器甕などが伴出しており、南第八層からは、III期の瓦のほか、土師器・須恵器・須恵系土器、木盤などの木製品・削屑などが出土している。

一九八〇年度の第三七次調査の調査地は多賀城南辺築地西半部の南に隣接した一画で、砂押川の左岸にあたり、標高約三・七mほどの低地である。調査の結果、この地域には砂押川によって形成された自然堤防が広がっており、そこに大溝をはじめ、側溝を伴う道路・掘立柱建物跡・井戸跡などの遺構が広く分布することが明らかとなつた。これらは、三時期に分けることができるが、各々の時期ごとの遺構の方向に規則性がみられる点が注目される。すなわち、I・II期では多賀城南辺築地線に、III期では政庁中軸線の方向に沿った遺構の配置がみられるのである。このことから、城外のこの地域にも多賀城と方向を同じくする計画的な地割があつたことが推測できる。出土遺物は膨大な量の瓦や須恵器・土師器・須恵系土器と

くに土器は完形品だけでも二〇〇点を越え、また、墨書き土器も四〇〇点以上あり、その内容は「定」「宮」「標」「度」「冊万」など、さまざまである。その他、綠釉陶器・灰釉陶器・青磁・白磁・硯（とく）とに多量の転用硯が目立つ）。木簡・木製品・富寿神宝など重要な遺物が認められる。

木筒は大溝跡から一点出土している。この大溝跡は南北方向にほぼ直線的に延びる幅約五m・深さ約一・五mの大規模な箱堀形の溝であり、長さ約四五mにわたって検出している。溝底は北から南に向かってしだいに低くなつており、埋土には数層の砂の堆積が認められているところから、多賀城と砂押川を結ぶ水路として掘り込まれたものと考えられる。溝中には土器・瓦・木製品など多量の遺物が含まれており、それらは特に溝底に堆積した厚さ二〇cmほどの砂層中に集中していた。木筒の出土層位は第四層で須恵系土器(小皿類)・灰釉陶器と伴出していることから、おおよそ一一世紀ごろの年代が考えられる。

8 木簡の釈文・内容

- (1) • 「類類類類類類類類」
 • 「馬尻尻馬尻尻尻」

(2) × 上
 ×

(3) • × □ 尔
 □ 井カ □ 大カ
 □ □ □ □ □ 村崩井村長

て下端が尖り、最後に表左側面が割り取られたものと推定される。

報

なお表面の「崩井村」は文献上に見あたらない。

同『多賀城跡—昭和五五年度発掘調査概報』

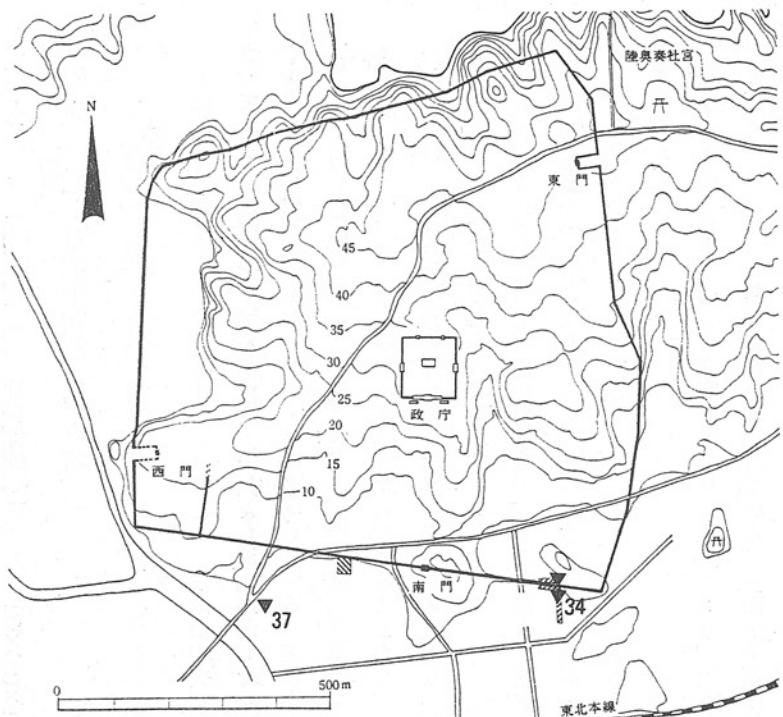
一九八〇年
一九八一年

(4)は三七次調査による出土木簡であるが、形状は上端を山形に削り、下端も尖らせているが、下端は若干欠損している。なお、上半部で、破損し、直接は接合しないが、形状と内容から判断して亡失部分はわずかと考えられ、ほぼ原形をとどめているといえる。

頭部を山形に削り、下端を尖がらせた形状と慣用の呪句「急々如律令」の存在から、呪符木簡と判断できる。その内容は百怪（諸々の妖怪）を鎮め除くための呪符で、未申いわゆる西南の方角に立てた符であるという意であろう。これはいわゆる道饗祭に関連するものであろうか。すなわち、神祇令義解季夏条によれば、「謂。ト部等於京城四隅道上而祭之。言欲_ニ令_ニ鬼魅自_レ外来者。不_可敢入_ニ京師。故預迎_ニ於道_ニ而饗也。」とみえ、道饗祭は広く地方でも実施されている。なお、道饗祭は四角四境祭ともよばれている。本木簡はここにみえる四角四境祭の際に、艮角・巽角・乾角とともに坤（未申）角に立てられた符にあたるうか。本木簡の出土地点は多賀城跡の丁度、西南（未申）方向にあたることも興味深いものがあるであろう。以上の推測が妥当性をもつとすれば、古代の呪符木簡として、具体的な役割を知ることのできる貴重な資料といえる。

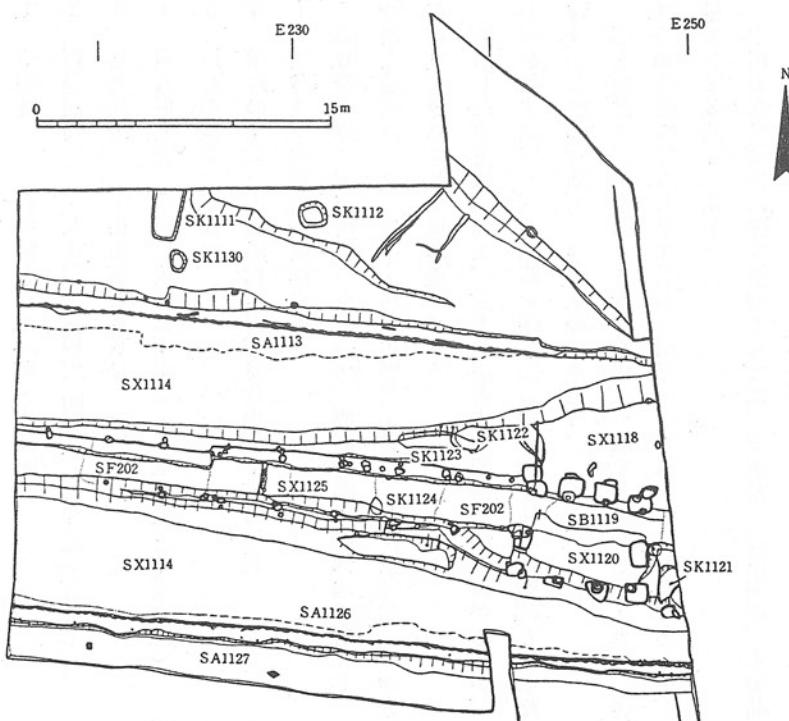
9 関係文献

宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡—昭和五四年度発掘調査概報』

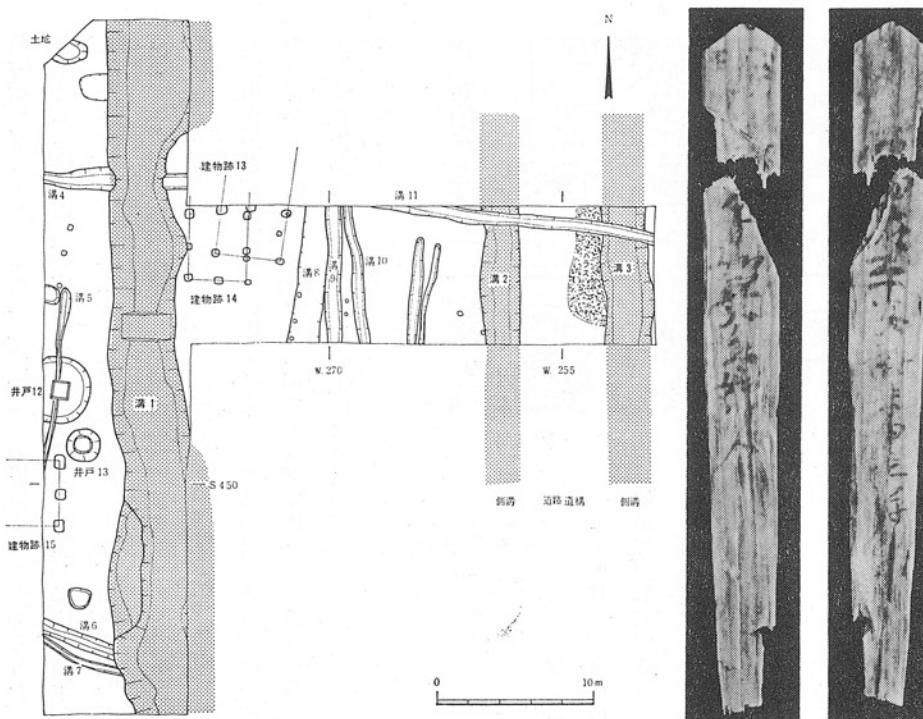


多賀城跡木簡出土地点図

1980年出土の木簡



多賀城跡第34次発掘調査遺構配置図



多賀城跡第37次発掘調査遺構配置図

木簡(4)裏

木簡(4)表